令和２年度　めむろプレミアム付商品券発行事業実施要領

１．実施目的

　　新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う地域経済の低迷、消費の冷え込み、それに伴う地元商店街や地

域商工業の売上減少が顕在化していることから、地域における消費喚起・下支えを目的としたプレミアム付

商品券を発行し、地域商工業の活性化及び地域経済の再循環を図る。

２．商品券の名称

　　めむろプレミアム付商品券（２０％）

３．運営主体

　　芽室町商工会

４．商品券の発行総額

　　額面総額　１２０，０００，０００円（販売総額１００，０００，０００円）

５．商品券の内容

　　１セット/５００円券１２枚/額面６，０００円（販売金額５，０００円）　２０，０００セット販売

６．商品券の販売について

　（１）芽室町民にのみ販売することができる。

　（２）１人あたり１０セット（販売金額５０，０００円）まで販売とする。

　（３）購入は事前申込（引き換え方式）とし、申込セット数が２０，０００セットを超える場合は抽選と

する。

　（４）当選者には引換券を交付（転送不要郵便）し、引換券と交換で販売する。

７．購入申込期間

　（１）日　　時　令和２年７月１日(水)～７月１５日(水)

　（２）申込方法　商品券購入申込票に①氏名②郵便番号③住所④電話番号⑤購入申込セット数⑥代表名を

記入して、郵送、持参、FAX又はメールにより芽室町商工会に申し込む。

８．商品券の販売（引き換え）日時および場所

　（１）日　　時　令和２年７月２９日（水）・３０日（木）１０：００～１７：００

　　　　場　　所　めむろ～ど２階　セミナーホール

　（２）日　　時　令和２年７月３１日（金）～8月7日（金）（土日除く）１０：００～１７：００

　　　　場　　所　芽室町商工会

９．商品券の利用期間について

　　令和２年７月２９日(水)～令和２年１２月３１日（木）まで

１０．商品券取り扱い事業者

　　芽室町内の全事業者のうち、本事業に参加する意思のある事業者。

　　希望する事業者については公募する。

１１．商品券の利用制限

　（１）使用した商品券の額面以下の購入に際し釣り銭は出さない。

　（２）利用期限後の商品券は使用できない。

　（３）商品券に金融窓口受付印のあるものは使用できない。

　（４）商品券の紛失、盗難等いかなる場合でもその責任は負わない。

　（５）切手、印紙、はがき、図書券、お米券等の換金性の高いもの、社会保険が適用される医療および医薬

品、公共料金の支払いには使用できない。

（６）現金との交換はできない。

　（７）事業者取引に伴う代金の支払いには使用できない。

１２．商品券の換金方法

　（１）町内金融機関（道銀、信金、JA）にて取り扱う。

　（２）換金期間は令和２年７月２９日（水）から令和３年１月２０日（水）の間とする。

　　（1日に換金できる上限額は、10万円（商品券200枚）まで。）

※10万円を超える額を換金したい場合は、商工会へ持参する。振込手数料を差引いた額を指定

口座へ振込む。

１３．商品券の換金手数料

無料（加盟店の負担なし）

１４．加盟店アンケート調査について

　　プレミアム商品券販売について、事業終了後アンケート調査を行う。

１５．個人情報の取り扱いについて

　　本プレミアム商品券購入申込時にご提出頂いた個人情報は、本会個人情報保護規程に基づき適正に取り扱

い、本商品券購入にかかる事務にのみ使用し、使用後は責任を持って破棄致します。